

議案第 77 号

市川市職員の退職管理に関する条例の制定について

市川市職員の退職管理に関する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 17 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 38 条の 2 第 8 項、第 38 条の 6 及び第 65 条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第 2 条 法第 38 条の 2 第 1 項、第 4 項及び第 5 項の規定によるもののほか、同条第 1 項に規定する再就職者のうち、同条第 8 項の国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の 5 年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた法第 38 条の 2 第 1 項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等の同項に規定する役職員又は同条第 8 項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、同条第 1 項に規定する契約等事務であって離職した日の 5 年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後 2 年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(再就職の届出等)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員であった者であって引き続いて同条第2項に規定する退職手当通算法人の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。以下「管理監督職であった者」という。）は、離職後2年間、法第38条第1項に規定する営利企業（以下「営利企業」という。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、市長に規則で定める事項を届け出なければならない。

2 市長は、毎年度、前項の規定による届出を受けた事項を取りまとめ、規則で定める事項を公表するものとする。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第5条 市長は、正当な理由がなく、第3条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、10万円以下の過料を科することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成28年3月31日前に離職した管理監督職であった者については、第3条第1項及び第5条の規定は、適用しない。

理 由

地方公務員法に職員の退職管理に関する規定が設けられたことを踏まえ、退職管理の適正を確保するために必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。